

三木町告示第134号

令和7年度三木町医療施設等物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和7年5月26日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第52号

令和7年度三木町医療施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー価格や食料品価格等の高騰の影響を受けている町内の医療施設等の経営負担を軽減し、安定した事業の継続を支援することを目的として、支援金を交付するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「医療施設等」とは、別表に掲げる医療施設等をいう。

(交付対象医療施設等)

第3条 令和7年度三木町医療施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付対象となる医療施設等（以下「交付対象医療施設等」という。）は、令和7年4月1日時点及び令和7年5月26日から第5条の規定による申請を行う日までの期間（以下「対象期間」という。）、継続して町内で（別表の薬局等の項第3号に掲げる業にあつては、同号の届出をした施術者が町内に住所を有して）事業等を行っている医療施設等（これらを経営する個人又は法人その他団体）であつて、かつ令和8年3月31日までに事業等の休止又は廃止を予定していないこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 当該医療施設等が、法令等の規定による施設の設置又は事業等の開始等に係る登録、届出等のみを行い、対象期間において実際に当該医療等を行った実績がないと町長が認める場合
- (2) 第5条の規定による申請を行う日において、当該医療施設等に町税の滞納がある場合
- (3) 当該医療施設等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらのものと密接な関係を有するものである場合

(支援金の交付額等)

第4条 支援金の交付額は、別表の左欄に掲げる医療施設等に対し、同表の右欄に定める支給額を合算した額を1回限り交付する。

(交付申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、令和7年度三木町医療施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 支援金の申請期限は、令和7年6月30日までとする。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条による申請があつたときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、

令和7年度三木町医療施設等物価高騰対策支援金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により通知し、支援金を口座振込により交付するものとする。

2 町長は、前項の交付決定を行うにあたり必要があるときは、条件を付することができる。

（調査等）

第7条 町長は、支援金に関し必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた医療施設等（以下「交付医療施設等」という。）に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地調査を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第8条 町長は、交付医療施設等が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定により、支援金の交付決定の取消し又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還命令を受けた者は、指定された期日までに支援金を返還しなければならない。

（不当利得の返還）

第9条 町長は、支援金交付後に、当該交付医療施設等が第3条に規定する交付対象医療施設等の要件に該当しないこと若しくは交付額の算定に誤りがあり超過交付であることが判明し又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合、交付した支援金（超過交付の場合は、当該超過分に限る。）の返還を求めるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条、第3条及び第4条関係）

医療施設等	支給額
病院（保険医療機関に限る。）	360,000円+2,500円×病床数(※1)
有床診療所（保険医療機関に限る。） 患者を入院させるための施設を有する診療所	180,000円
無床診療所（保険医療機関に限る。） 患者を入院させるための施設を有しない診療所	90,000円
訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。※2）、 助産所	50,000円
薬局等 (1) 薬局(保険薬局に限る。) (2) 歯科技工所 (3) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整	50,000円

復を業とする施術所に限る。出張専門を含む。※3)	
--------------------------	--

- ※1 病床数は、令和7年4月1日から令和7年4月30日までの間に、施設全体で最も多く入院患者を収容した時点で使用した病床数とする。
- ※2 訪問看護の指定事業者で三木町介護サービス事業所等物価高騰対策支援金の交付を受けている者は除く。
- ※3 施術所は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項若しくは同法第9条の3又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定に基づく届出を行っているものをいう。また、同じ住所地（建物内）において、施術室を分けることなく、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを業とする施術所を併設している場合は、いずれか1施設に限り交付対象となる。

三木町長 様

申請者

住 所

医療施設等名称

代表者 職・氏名

印

電話番号

令和7年度三木町医療施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

令和7年度三木町医療施設等物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請及び請求します。また、同要綱に規定する交付対象医療施設等の要件及び関係事項について遵守することを誓約します。

なお、課税・納税状況その他支援金の交付決定に必要な事項を三木町長が官公署、関係人等に調査し、報告を求めることに同意します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 添付書類

(1) 交付対象医療施設等一覧表（別紙1）

(2) その他町長が必要と認める資料

3 振込口座

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協							本店 支店 出張所
口座番号	普通	当座							
フリガナ									
口座名義人									

※振込口座は申請者と同じ法人名(個人事業主名)及び代表者名の口座に限ります。

(別紙1) 交付対象医療施設等一覧表

医療施設等	医療施設等名称	医療施設等所在地	支援金の額 (円)

合計 _____ 円

年 月 日

申請者 様

三木町長

印

令和7年度三木町医療施設等物価高騰対策支援金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度三木町医療施設等物価高騰対策支援金について、次のとおり決定したので、令和7年度三木町医療施設等物価高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 交付

交付決定額 金 円

(条件)

2 不交付

(理由)